

村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

とっかわ

平成22年

No.594

12月

師走・しわす
(December)

「湯芽ハウス」オープン



主な内容

いのちの道 P2~P3

村職員の給与等の状況・文化祭・カメラスケッチ P4~P9

地域雇用創造協議会・功労者表彰・お知らせ・十津川屋敷 P10~P16

村税の納付について・国民年金・人のうごき P17~P19

むらづくりのキャッチフレーズ 「心身再生の郷」



工事が進む今戸出入口付近

「いのちの道」でもある村の重要な道路。この道路整備を早期に実現するため、村では、他の市町村と協力しながら国などに要望活動を行う協議会を国道168号(五條・新宮間)や五條土木事務所管内などで立ち上げています。

協議会の目的と加盟数

国道168号(五條・新宮間)整備促進協議会は、国道168号五條から新宮間の早期整備促進を図るため、平成3年に奈良県・和歌山県・三重県内の沿線15市

村では、国道168号や425号などの沿線市町村とともに、道路の必要性を訴え早期整備を実現するため、予算の箇所付け*前の10月から11月にかけて毎年要望活動を行っています。その一部をご紹介します。

*『予算の箇所付け』とは、「この場所のこの事業に予算を付けます」という意味で、来年度の道路整備に重要な位置づけとされています。

いのちの道

新宮間)整備促進協議会の総会を開いた後、内吉野土木協議会と合同で近畿地方整備局へ要望しました。

また、翌日には政権与党の民主党糸川正晃副幹事長と馬淵国土交通大臣に直接面会し、主に国道168号と京奈和自動車道の整備促進について要望を行いました。

民主党副幹事長と国土交通省の要望には、奈良県第4区の大西孝典議員、和歌山県第3区の玉置公良議員、三重県第5区の藤田大助議員が同席のうえ、本要望に対し、「紀伊半島南部地域発展のために大変重要な道路で、早急な整備の必要がある」と認識しています。

3県一丸となり、



民主党糸川副幹事長(右)に要望する新宮市長(中央)と更谷村長

「私たちも推進します」と要望を後押しされました。

糸川副幹事長は、福井県出身で、「福井県も大変道路の整備が遅れている。みなさん『コンクリートから人へ』の言葉を聞き違えている方がいますが、民主党政権になつても必要な交通インフラは今ままで以上に整備していかうと考えています。

私たちの考えは必要などころには予算を付けます。まんべんなく配布することはできません。早く進めることが重要で、少しずつ行くとその間に過疎化が進みます。予算を削られたということをよく耳にするとありますが、反対に必要なところの予算は増えているはず。この道路は『いのちの道』であり、土砂崩れで道や電気が不通になるなどの意見を3人から聞いていますので、力を合わせて取り組んでいきます」と力強い回答をいただきました。

馬淵国土交通大臣との意見交換

大臣は冒頭、「私が野党時代に自民党政権と国土交通省が一般道路も高速道路と同じ費用便益比(B/C*)で整備の必要性を説いていること、それによる整備の必要性を説いておきながら、情実で勝手な裁量行政が行われていたことに対し異議を唱えていました。にもかかわらず、B/Cが10以下の道路は無駄な道路で整備する必要が無いと受け取られていたよ

11月15日、大阪で国道168号(五條・

要望活動

町村(市町村合併により現在11市町村)が集まり結成した協議会です。一方、内吉野土木協議会は、前者にも加盟する奈良県五條土木事務所管内の五條市・野迫川村・十津川村で組織する協議会で、京奈和自動車道をはじめ国道168号や県道に至るまでの整備要望活動を行っていて、例年合同で活動を展開しています。



馬淵大臣(右)に要望する新宮市長と更谷村長

うです。予算委員会の議事録を見ていただければ、私は道路を造らないとは一言も言っていないはず」と発言されました。当時、当協議会加盟市町村沿線の道路整備がB/C 1.0以下の代表的な路線として例示されたことから、各市町村では馬淵議員に対し意見書を送達した経緯があったため、「このことについて大変な誤解があり、申し訳ありません」と深く陳謝し、それぞれの誤解が解けたところで要望を行いました。

更谷村長から、「国道168号・地域高規格道路(五條新宮道路)約130^キは平成6年に地域高規格道路で整備すると指定を受け約15年が経過したが、整備完了は約10^キ、調査・設計中と工事中が約41^キで残り約78^キが未整備。中でも

※費用便益比 B/Cとは

道路整備後の効果を整備費(維持費含む)で割った値で、一般的に便益比が1.0を上回れば費用に見合う効果があると判断されます。

■村の主な道路のB/C

- 1.3 十津川道路(小原〜平谷)
- 1.4 川津道路(川津〜上野地)
- 1.0 奥瀬道路Ⅱ期(熊野川町玉置口〜竹筒〜熊野川町九重)

十津川村内には普通車ですら対向できない区間が8^キも残っている。何とか整備を急いでいただかないと、このままでは村自体が死んでしまう」と訴えました。

これを受け、「この道路がまさに『いのちの道』であることは承知しています。だからこそ私は、誰が見ても納得できる公共事業費の配分ができるような仕組み作りが必要であると訴えています。これまでの政権下で行われていた事業評価の方法では、この道路の整備を続けることは難しいでしょう。

私はB/Cの値が低いところでも新たな評価方法で整備ができるように、来年の8月までにその仕組みを作ります。また22年度は大変厳しい状況ですが、公共事業費をこれ以上減らさないように政府に要求しており、しっかりと公共事業の確保を行います。

また、地方再生のためには、地方コミュニティの担い手である地方(地元)ゼネコンの再生が必要です。このままだと工務店、ゼネコン、土木業者が無くなります。公共事業が無くなるのであれば別ですが、公共事業は今後も維持更新を含めて無くなる事はありません。地方で産業の担い手となるゼネコンを支えていくうえで、もう少しきちんと再分配できる仕組み作りを考えたいと思います」と発言されました。

しかし、その後行われた

行政刷新会議の事業仕分けでは

「Cの1.0以下は不採択とし1.2〜1.5に引き上げるべきだ」、「次年度予算要求額から1〜2割は削減していただきたい」など大変厳しい意見が相次ぎました。公共事業費は今年度もすでに昨年度の約18%が削減されています。さらに、来年度予算要望は全省庁1割削減を基本とし、道路予算は2割削減ともいわれています。全体的には、平成10年度ピーク時の4割以下にまで落ち込んでいて、このまま削減されれば、道路の改良だけでなく草刈りや舗装補修など維持修繕を行う義務的経費すら確保できなくなる可能性があります。

私たちが利用する

国道168号は

病院へ通院する医療の道、農林産物を

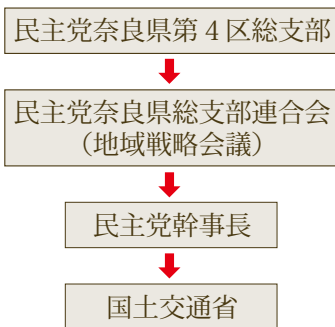
搬出し、観光客を招き入れる産業の道、子どもたちが通学する教育の道、そして何より私たちが生活するための生活の道です。

この道路の整備は、決して無駄なものではなく、住民と村が生き残っていくための必要最低限の社会基盤整備であるため、今後も政治の動向に注目しながらこの地域の実情を訴え、道路整備が進められるよう活動を続けていきたいと考えていますので、村民の皆様方にもご理解ご協力をお願いいたします。

協議会その他の要望活動

- 国道168号(五條・新宮間) 内吉野土木
- 9/30和歌山県 10/13奈良県
- 国道168号(十津川〜本宮間) 10/22和歌山県
- 10/25近畿地方整備局
- 10/26民主党・国土交通省
- 10/27奈良県
- 国道425号(十津川〜龍神間) 10/1和歌山県 11/2奈良県

現政権での要望順序



村職員の給与・定員等の状況の公表

●人件費の状況

(平成21年度普通会計決算)

| | |
|----------|-------------|
| 人口 | 4,153人 |
| 歳出額(A) | 5,847,429千円 |
| 実質収支 | 219,946千円 |
| 人件費(B) | 825,769千円 |
| 人件費率 B/A | 14.1% |

(注)人件費には、特別職の給料、報酬等を含む
(平成20年度の人件費率 17.3%)

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国家公務員給与に準じて対応しています。

職員の定員についても、十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民のみなさんに職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

●職員給与等の状況

(平成22年度普通会計予算)

| | | |
|-------------|---------|-----------|
| 職員数 (A) | | 104人 |
| 給与費 | 給与 | 335,833千円 |
| | 職員手当 | 70,497千円 |
| | 期末・勤勉手当 | 127,175千円 |
| | 計 (B) | 533,505千円 |
| 一人あたり給与 B/A | | 5,130千円 |

(注)職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 合計 |
|-----------------|----------|----------|----------|-------------|-------------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事 技師 | 主査 主事 | 係長 主査 | 課長補佐 係長等 | 課長 課長補佐等 | |
| 職員数 | 9 | 17 | 15 | 16 | 20 | 77 |
| 構成比 | 11.7% | 22.1% | 19.5% | 20.8% | 25.9% | 100% |
| 1年前の構成比 (参考) | 11.1% | 23.4% | 19.8% | 17.3% | 28.4% | 100% |

●初任給の状況

(平成22年4月1日現在)

| 区分 | | 一般行政職 | |
|----|-------------|----------|----------|
| | | 大学卒 | 高校卒 |
| 村 | 初任給 | 161,600円 | 140,100円 |
| | 採用2年経過日給料月額 | 178,800円 | 149,800円 |
| 国 | 初任給 | 172,200円 | 140,100円 |
| | 採用2年経過日給料月額 | 185,800円 | 149,800円 |

村は、十津川村を示す。

●平均給料・平均給与月額と平均年齢

(平成22年4月1日現在)

| 区分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|----|------------------------|-------|------------------------|-------|
| | 平均給料月額 (平均給与月額) | 平均年齢 | 平均給料月額 (平均給与月額) | 平均年齢 |
| 村 | 295,221円 (357,363円) | 40.6歳 | 269,722円 (298,918円) | 49.8歳 |
| 国 | 325,579円 (395,666円) | 41.9歳 | 284,514円 (322,291円) | 49.3歳 |

村は、十津川村を示す。

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成22年4月1日現在)

| 区分 | 一般職 | | 技能職 |
|----------------|----------|----------|----------|
| | 大学卒 | 高校卒 | 高校卒 |
| 10年以上 15年未満 | 252,033円 | 224,967円 | －円 |
| 15年以上 20年未満 | 288,633円 | 269,267円 | －円 |
| 20年以上 25年未満 | 349,580円 | 315,800円 | 265,156円 |
| 25年以上 30年未満 | 385,771円 | 348,820円 | －円 |
| 30年以上 35年未満 | 397,443円 | 394,026円 | 390,560円 |
| 35年以上 | －円 | 409,758円 | －円 |

●特別職の報酬等の状況

(平成22年4月1日現在)

| 区分 | 給料・報酬の月額 | 期末手当 |
|-----|----------|---|
| 村長 | 675,000円 | 6月期 1.45月分 12月期 1.65月分 計 3.10月分 加算措置 有 |
| 副村長 | 590,000円 | |
| 議長 | 280,000円 | |
| 副議長 | 235,000円 | |
| 議員 | 215,000円 | |

●昇給期間短縮の状況

| 区分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | |
|-------------------------------|-------|------|-------|------|
| | 21年度 | 22年度 | 21年度 | 22年度 |
| 職員数 (A) | 81 | 77 | 19 | 17 |
| 普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 比率(B)/A | 0% | 0% | 0% | 0% |

●退職手当

(平成22年度)

| 区分 | 十津川村 | | 国 |
|--------------------------------|----------|----------|------------|
| | 自己都合 | 勸奨・定年 | 自己都合、勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.500月分 | 30.550月分 | 十津川村と同じ |
| 勤続25年 | 33.500月分 | 41.340月分 | |
| 勤続30年 | 41.500月分 | 50.700月分 | |
| 最高限度額 | 59.280月分 | 59.280月分 | |
| 1人当たり平均支給額 | 766千円 | 19,188千円 | |
| その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%) | | | |

●期末・勤勉手当

(平成22年4月1日現在)

| 区分 | 十津川村 | | 国 |
|------|--------|--------|---------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 期末・勤勉手当 |
| 6月期 | 1.25月分 | 0.70月分 | 十津川村と同じ |
| 12月期 | 1.50月分 | 0.70月分 | |
| 計 | 2.75月分 | 1.40月分 | |

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当

(平成21年度普通会計決算)

| 区分 | 金額 |
|-------------|----------|
| 支給総額 | 15,940千円 |
| 職員1人あたり支給年額 | 207,013円 |

●扶養手当・住居手当・通勤手当

(平成22年度)

| 区分 | 内 容 (月額) | |
|------|--|---------------|
| 扶養手当 | 配偶者 | 13,000円 |
| | 扶養親族 | 6,500円 |
| | 配偶者がいない場合1人目 | 11,000円 |
| | 特定期間の加算 | 5,000円 |
| 住居手当 | 借家 | (上限)27,000円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用・最高限度額 | 55,000円 |
| | 交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km 3,000円。1km増すごとに1,000円加算。 | 最高限度額 55,000円 |
| | ※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ | |

●特殊勤務手当

(平成21年度普通会計決算)

| 区 分 | 全 職 種 | |
|-------------------|-----------------|--------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 23% | |
| 支給対象職員1人あたり平均支給年額 | 123千円 | |
| 手当の種類(手当数) | 8 | |
| 手代当表の的な称 | 支給額の多い手当 | 清掃業務手当 救急業務手当 |
| | 多くの職員に支給されている手当 | 救急業務手当 年末年始勤務手当 |

●部門別職員数の状況と増減数(人)

(各年4月1日現在)

| 部門 | 一般行政職部門 | | | | | | | | | 特別行政部門 | 公営企業等 | | | 総合計 |
|---------|---------|----|----|----|----|----|----|----|-----|--------|-------|-----|----|-----|
| | 議会 | 総務 | 税務 | 民生 | 農水 | 衛生 | 土木 | 商工 | 小計 | 教育 | 水道 | その他 | 小計 | |
| 平20 | 2 | 25 | 4 | 22 | 10 | 9 | 10 | 6 | 88 | 24 | 4 | 12 | 16 | 128 |
| 平21 | 2 | 25 | 3 | 21 | 9 | 10 | 9 | 4 | 83 | 24 | 3 | 11 | 14 | 121 |
| 平22 | 2 | 24 | 3 | 21 | 9 | 8 | 9 | 4 | 80 | 24 | 3 | 10 | 13 | 117 |
| ★対前年増減数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平20 | — | ▲8 | ▲1 | — | ▲2 | — | 3 | — | ▲8 | ▲2 | 1 | ▲1 | — | ▲10 |
| 平21 | — | — | ▲1 | ▲1 | ▲1 | 1 | ▲1 | ▲2 | ▲5 | — | ▲1 | ▲1 | ▲2 | ▲7 |
| 平22 | — | ▲1 | — | — | — | ▲2 | — | — | ▲3 | — | — | ▲1 | ▲1 | ▲4 |
| 数値目標 | 3 | 31 | 5 | 21 | 13 | 10 | 7 | 6 | 96 | 28 | 3 | 12 | 15 | 139 |
| 平16(参考) | 3 | 30 | 7 | 25 | 10 | 12 | 8 | 9 | 104 | 30 | 3 | 12 | 15 | 149 |

(注)職員数は、一般職の職員数で、臨時的または非常勤職員を除いている。数値目標は、平成21年度としている。

★①定員適正化計画目標

一般行政部門で、平成16年度から平成21年度までの5年間で8名の減員を図る。

特別行政部門で、平成16年度から平成21年度までの5年間で2名の減員を図る。

②定員適正化計画の概要

退職者の補充を最小限に抑制し、職員研修を充実させ、公務能力の向上と能率化を図るとともに学校統合、指定管理者制度による施設の民間委託等により職員数の削減に努める。

第30回 十津川村文化祭



十津川

文化の村

11月1日(月)から3日(水)にかけて、湯之原の体育文化センターで十津川村文化祭が行われました。今年で30回目を迎えた文化祭に、多くの団体が参加・出展しました。1日から書道や写真などの芸術作品が展示され、素晴らしい作品の数々にお客さんは足を止め、見とれていました。

3日には、児童や小学生、一般の団体による舞台発表が行われ、外では、ぼん菓子やカレーなどのバザーに多くのお客さんが足を運びにぎわいました。

舞台発表の後に関電ファミリーフェスタが行われ、ミスターハムのジャグリング、海原はるか・かなたの漫才で楽しい時間を過ごしました。



【写真の紹介】

- ①十津川高校美術部がデザインした文化祭ポスター
- ②切り絵の展示
- ③ぽん菓子の販売
- ④みどり保育所の合唱
- ⑤ミスターハムのパフォーマンス
- ⑥海原はるか・かなたの漫才
- ⑦十津川第一小学校のわらべうた
- ⑧ポストマンズの演奏
- ⑨太極拳
- ⑩民謡おどり教室の民謡おどり
- ⑪西川第一小学校の先生と保護者によるダンス
- ⑫こだまの里の合唱
- ⑬鼓魂の和太鼓演奏



10/23~26

熊野古道小辺路の

魅力を満喫

小辺路リレーウォーク

10月23日(土)から26日(火)にかけて、小辺路広域実行委員会による「語り部と歩く熊野古道小辺路リレーウォーク」が行われました。

このリレーウォークは春にも行われましたが、今回は高野山から野迫川村、十津川村を経て本宮大社までを4日間歩く、小辺路の魅力を存分に体感できる内容で行われました。

この4日間は天候に恵まれ、参加者から「語り部の説明でより一層小辺路の魅力を体感することができた」という感想があり、小辺路の魅力をより身近に感じられるイベントになったようでした。



伯母子峠から三田谷に向かって

11/6

ボールは友達 サッカーフェスティバル

11月6日(土)、午前10時から正午まで昴の郷多目的広場で、サッカーフェスティバルが行われました。

今年で3回目となるフェスティバルには、多くの子供たちが参加し、熱心にサッカーの指導を奈良県サッカー協会や高校生から受け、芝生の上でボールに親んでいました。

最後に参加した子供たちの保護者を対象に、JFL日本代表が実際に着用していたウェアなどそれぞれ一着がジャンケンによりプレゼントされました。



11/12

歌の翼にのせて

文化鑑賞会

11月12日(金)、午前10時から湯之原の体育文化センターで文化鑑賞会が行われました。

村内の小・中学生が集まり、ソプラノ歌手の^{かみ}堪山貴子さんとテノール歌手の馬場崇さん、ピアノの江澤隆行さんによる歌と演奏を聞きました。

堪山さんと馬場さんののびやかな歌声が会場に響きわたり、子どもたちはその歌声に聞き入っていました。

「みんなの前で歌うのは恥ずかしいですか」といった子供たちの質問にも、「今でも恥ずかしいですが、歌うことが好きなので歌っています」と優しく答えられました。



11/14

神納川区に避難勧告？

土砂災害防災訓練

11月14日(日)、神納川区の住民を対象に土砂災害防災訓練が行われました。9時50分、防災無線で「土砂災害の発生する恐れがあります。住民のみなさんは近くの避難所や一時避難所に避難してください」と放送があり、神納川区の住民に避難を呼びかけました。

これを受けて、地区のみなさんは、キビキビとした行動で近くの避難所や一時避難所などに避難をした後、旧五百瀬小学校体育館に集まりました。

この訓練は、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図ることを目的に、県と村、防災関係機関の主催で行われたものです。

いつ起こるか分からない、災害に備えて…。



11/21

十津川村を堪能

小辺路マラクトライアル

11月21日(日)、川津大橋から山岳マラソンが、また、昴の郷からは果無集落までを散策する小辺路ウォークが行われました。

山岳マラソンは、午前9時30分の号砲をスタートに、ゴールの昴の郷までを目指す総延長約27キロのコースで、途中三浦峠を越える世界遺産の古道を走る他では例を見ない競技です。また小辺路ウォークは、語り部「鼓動の会」とともに、にほんの里100選の果無集落を訪れるコースです。

参加者は、歩いた人、走った人問わず、世界遺産と昴の郷内の「星の湯」で温泉、村の宝を堪能しようでした。



12/1

村民の生命・財産を守るために…

五條市消防署大塔分署拡充運用開始式

北部3区(中野村区・神納川区・二村区)で発生する救急・火災・その他各種事案について五條市消防署大塔分署で対応されることとともない、この12月1日、大塔分署拡充運用開始式が五條市役所大塔支所で行われました。

開始式では、更谷村長が「十津川村の記念すべき日であり、今後とも村民の安心安全のためにご尽力いただきたい」とあいさつ。また、消防車両前で五條市長、十津川村長、五條市議会議長、十津川村議会議長、五條市消防本部消防長によるテープカットが行われ、大塔分署拡充運用開始式を祝いました。



村を元気にするために

～地域雇用創造協議会～

(第3回)

【発信】

地域雇用創造協議会事務局
住所：十津川村小原225-1
十津川村役場
村づくり推進課内
電話：0746-62-0004
(内線：235・236・237)

協議会の太田です。最近、山の色づきがきれいで運転中によそ見をしていますが。

『パッケージ事業・ふるさと基金事業』シンポジウム(東京)に参加しました

10月27日(水)、全国120か所以上の地域活性化事業担当者の集まりが東京であり、局長の北村と一緒に参加してきました。意見交換会では、他地域の先輩方から協議会の事業やセミナーの進め方についてのご意見や参考事例などを教えていただき大変勉強になりました。その後の報告会では、現場職員と住民によって開発された北海道天塩町の地元産さつまいもを使用した「チュウチュウプリン」(大ヒットして今では月5,000本を販売するそうです)や、県外からの子育て世代を受け入

れ、定住を促進するために作られた岡山県西栗倉村の「森の学校」(3年間で計40人の家族が移住)などの成功事例を聞くことができました。今後協議会としても、村民のみなさまと一緒に成功事例を作っていきたいと強く思いました。

シンポジウムを開催しました(十津川村住民ホール)

11月6日(土)、協議会の第1回目のシンポジウムを行いました。村内・村外から40人ほどの方々に参加していただき、みなさまと一緒に村の現状把握と今後の協議会の取り組みの方向性を北村から約1時間お話をしました。その後、意見交換会があり、みなさまからご意見・叱咤激励をいただきました。直接お話を伺う機会を持てたことをうれしく思うと同時に、みなさまの村を思う強い気持ちや将来(または協議会)に

農家民宿セミナーを始めます!

対する不安なども感じる事ができました。これからも全力で頑張りますので、よろしくお願いいたします。

協議会として初めてのセミナーのテーマは「農家民宿」です。農家民宿とは農業体験ができる宿泊施設のことです。ゆつたりとした時間の中で自然や自分と向き合うことができるということから、都市部住民の中で人気が高まっています。みなさまご存じかと思いますが、神納川区には農家民宿が11軒あり、毎月村外・県外からお客さんが宿泊に来られるそうです。農家民宿をされている方からは「今まで当たり前だと思っていた風景や星に感動し、珍しくないと

思っていたためはずしを一緒に作るだけでも楽しんでくれる。大変なこともあ

るけど、お客さんの笑顔を見ると元気になる」という意見をよく聞きます。都会からのお客さんがこの村を喜んでくれて、またそれによって住民の方もイキキしている。このような地区を増やしていきたいと思えます。農家民宿に興味がある方、話だけでも聞いてみたいという方はぜひ協議会にご連絡ください。また、今後さまざまなセミナーを開催する予定ですので、村報や防災無線でもお知らせしていきます。



11月6日(土)
協議会シンポジウムの様子

十津川村功労者表彰

11月3日(水)、村文化祭で「十津川村功労者表彰式」が行われ、森實さん(大字猿飼)と野尻忠正さん(大字山崎)が表彰されました。「十津川村功労者表彰」は、村の振興発展や福祉の向上のために貢献された方々の功績をたたえるものです。



森さんは、郵便局職員の頃から長年にわたってボランティアで地域の清掃を行うなど、社会福祉の精神に徹して地域社会の福祉向上に尽くされました。

野尻さんは、8年間村長として村政の発展に尽くされ、また、長年にわたり地域の環境美化活動を行うなど、地域社会の福祉向上に尽くされました。

第1回あしたのなら表彰

岩本カツさんと東榮子さんが知事表彰を受賞

11月3日(水)、奈良市の奈良県新公会堂で、第1回あしたのなら表彰式が行われ、大字桑畑の岩本カツさんと東榮子さんが受賞されました。

あしたのなら表彰は、奈良のPRや魅力を向上する活動、県民に元気を与える活動をされている方に贈られます。

お二人は、世界遺産の小辺路が通る果無集落で暮らし、「果無のおばあちゃん」として、村のイメージアップや観光客増加につながるPR活動に協力されていることが評価されました。



深瀬常保さんが

森の名手・名人に認定

11月3日(水)、奈良市の平城宮跡で森の名手・名人認定書伝達式が行われ、深瀬常保さん(大字重里)が森の名手・名人に認定されました。

「森の名手・名人」には、森や山、また地域生活・文化の優れた技を持つ人が認定されています。深瀬さんは、筏づくりを学校の生徒に教えるなどの活動が評価され、筏師として森の名手・名人に認定されました。





★日曜診療当直医★

| | 12月 | | | 1月 | | |
|--------|-----|----|----|----|---|----|
| | 19 | 26 | 30 | 2 | 9 | 16 |
| 上野地診療所 | ● | | | ● | | |
| 小原診療所 | | ● | ● | | ● | |
| 中川医院 | | | | | | ● |

※診療時間は午前9時30分から午後4時30分です。
 ただし年末年始は午前10時から午後4時です。
 ※変更となる場合がありますので、前日の無線放送を聞いてください。

Information

インフォメーション

- 役場 62-0001 (代表)
- 役場IP電話 050-5004-6720
- 050-5004-6721
- 050-5004-6722
- 総務課 62-0001
- 議会事務局 62-0002
- 教育委員会 62-0003
- 村づくり推進課 62-0004
- 農林課 62-0005
- 住民課 62-0900
- 62-0901
- 62-0902
- 62-0903
- 62-0904
- 62-0905
- 62-0906
- 62-0907
- 62-0067
- 63-0391
- 63-0291
- 63-0040
- 68-0207
- 62-0567
- 63-0003
- 63-0200
- 62-0090
- 62-0400
- 64-1100
- 62-0137
- 63-0067
- 64-0762
- 64-0666
- 63-0110
- 68-0336
- 64-1600
- 68-0017
- 64-0301
- 62-0132

健康とくらしの調査を行います

健康とくらしの調査では、65歳以上の方を対象に「みなさんの体や心の状態」「生活状況」をおたずねします。

●調査の目的

①今後の介護予防や健康増進などに役立てるための調査です。

②村が計画している次期介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定のための資料とします。

●対象者：65歳以上の方

(要支援・要介護認定者を除く)

●調査方法

対象者にアンケート用紙を送りますので、お手元にアンケート用紙が届きましたら、ご協力をお願いします。

アンケート用紙は、平成23年1月中旬に発送する予定です。

●お問い合わせ

住民課 介護保険係

0746(62)0901

放送大学4月入学生募集

放送大学では平成23年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビやラジオの放送を通して学ぶ遠隔教育の大学で、心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

●出願期間

平成23年2月28日(月)まで

●資料請求及びお問い合わせ

放送大学奈良学習センター

0742(20)7870

●ホームページアドレス

<http://www.ouj.ac.jp>

※資料は無料ですので、お気軽にご請求ください。

自治医科大学入学者募集

自治医科大学では、平成23年度の入学者を募集します。自治医科大学は、都道府県が共同出資し、医療に恵まれないへき地などにおける医療の確保向上を図るために設立された大学です。

●入学試験内容

【第1次試験】

(学力試験)

日時：平成23年1月24日(月)

午前9時～午後2時10分

科目：数学(数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学A)

理科(物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ)

のうち2科目選択)

外国語(英語Ⅱ・リーディング・

ライティング)

(面接試験)

日時：平成23年1月25日(火)

午前10時10分～

試験会場：いずれも猿沢荘

(奈良市池之町3)

【第2次試験】小論文及び面接試験

日時：平成23年2月3日(木)

午前8時40分～午後4時20分

試験会場：自治医科大学

(栃木県下野市薬師寺3311-1)

●出願受付

平成23年1月4日(火)～

1月18日(火)午後5時まで

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県医療政策部

医師・看護師確保対策室にて

※書留速達郵便または簡易書留速達郵便で郵送してください。

●お問い合わせ

奈良県医療政策部 医師・看護師

確保対策室 医師対策係

0742(27)8644





成人式のご案内

1月3日(月)午前9時30分

(受付：午前9時)

場所：十津川村住民ホール

平成23年の新成人の対象者は次の方で、平成2年4月2日から平成3年4月1日生まれの方です。

教育委員会では、既に成人式のご案内を郵送していますが、未着の場合や名簿にお名前がない方、お名前に間違いがある方はご連絡ください。

十津川村教育委員会事務局
0746(62)0067

(敬称略)
玉田直嗣、藪根浩己、氏本智美、阪口華奈美、柳瀬奈美、今西秀基、山本唯、岸尾寛民、植田茂稔、林直樹、山香良兼、中井光、森由加里、平瀬元貴、中垣彩、更谷真、北藪雄治、天野由貴、梶部知佳、玉置みさき、玉置章、福井亜希佳、地案有紗、出口大和、和田美穂、岡本恵二、中直人、田中千晴、榊本直晃、千葉清孝、千葉明日香、小原拓実、松本千春、原大樹、山本亮之



製造事業所のみなさんへ

工業統計調査にご協力ください

平成22年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査は、今年の12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

<http://www.meti.go.jp/statistics/>

経済産業省・奈良県・十津川村

●第36回十津川村スポーツ

大会の結果(バレーボールの部)

会場：体育文化センター(湯之原)

(一般の部)11月14日(日)

【男女混合の部】

1位 体育協会バレーボール部

2位 西川コックローチ

3位 五十路

【女子の部】

1位 体育協会バレーボール部

2位 シュガー

3位 十津川高校バレーボール部

(ママさんの部)11月12日(金)

1位 シュガー

2位 ミラクルズ



〔 緊急告知 〕

悪質商法にご注意!!



換気扇・エアコンの掃除1か所2,980円との広告。業者の方が来て、換気扇の掃除の後、浴室のカビ防止のコーティング加工をすすめられ、10万円で契約してしまった。必要がないと気づき、解約したい。

クーリングオフできます。 (Cooling off)

既に終えた換気扇掃除の2,980円は、返金されませんが、後で勧められたカビ防止加工についてはクーリングオフできます!!

契約日から8日以内(ハガキで)

■詳しくは、役場住民課 0746-62-0900

| | |
|--------------------------|-----------|
| <input type="checkbox"/> | 〇〇県〇〇市 |
| <input type="checkbox"/> | 〇〇販売(株)御中 |
| 配達記録 | |
| 氏名 | 住所 |

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・契約(申し込み)年月日 ・販売会社名 ・担当者名 ・商品名 ・契約金額 |
| 右の契約を解除します 平成〇年〇月〇日 |

※クーリング・オフは書面(ハガキ可)で

十津川屋敷の顛末（八）

横井小楠は、文化六年（一八〇九）肥後藩（熊本県）熊本城下坪井

に生まれ、十歳の頃藩学時習館に入

学、二十八歳で時習館居寮世話役、翌年拔擢されて居寮長となりました。

天保十年（一八三九）三月、江戸遊学を命じられ林大学頭（林復齋）に入門、藤田東湖など多くの逸材と交流します。

安政元年（一八五四）頃から彼の攘夷論に変化がみられ開国論を主張し始め、藩の方針とは次第にズレが生じてしばしば処分を受けます。

安政五年（一八五八）から文久三年（一八六三）八月まで越前藩（福井県）松平春嶽から賓師の待遇で迎えられ、藩政の改革や幕府に対して「**国是七条**」などの建言を行ったりします（ずっと福井藩に滞在したのではなく度々熊本に帰郷していますし、江戸にも赴いています）。

彼のその先見性に富む思想は、多くの人々に影響を与える

ようになり、その中に坂本龍馬もいたのです。

では、横井小楠の思想の一端を紹介しましょう。彼は嘉永四年（一八一五）諸国遊歴の旅に出て越前藩を訪れ、藩校創設にあたっての諮問を受けたとき、「**当今天下の列藩、いづかたも学校これなきところはこれなく候、しかるに章句・文字をもて**

はやし候までの学校にて、これまた一向人材のいで候いきほひこれなく候。」と応え、現状の各藩の学校ありかたを厳しく批判し、越前の藩校創設については文字・章句をいじる俗学に陥ることなく、人材の育成とは何かを深く考えることを提言します。

そして藩主自らが講義する人物でなければならぬと述べ、そこから政治・経済に卓越した人物を育成しなければならぬと応えています。

横井は学校の必要性を説くだけでなく、藩主や家老は藩士

たちの模範でなければならぬことを遠慮なく伝えていきます。つまり、彼は封建社会の身分制度の枠を超えた柔軟性に富んだものの考え方が出来る人でした。

言わば当時としては型破りの人物だったので、藩主松平春嶽は彼を心から大切にします。

幕末の大混乱期での人と人との出会い・結びつきは真に天命のようなものがありました。琴線に触れるということ、当時こそ最も相応しい言葉であったと思います。それが新しい時代を造ることになります。

春嶽が幕府の政事総裁職（最高顧問）に就いたとき、幕政改革について小楠に諮問したところ、彼は次のような提言をします。これが「**国是七条**」です。

国是七条

- 一、大將軍上洛して列世の無礼を謝せよ。（朝廷を政治の場からはずしていたことを謝せ）
- 一、諸侯の参勤を止めて述職となせ。（述職とは各藩の国状を大名が將軍に伝えること）
- 一、諸侯の室家を帰せ。（妻子をそれぞれの国に帰すこと）
- 一、外藩・譜代にかぎらず賢を選びて政官となせ。（有能な人物を広く求めて採用せよ）
- 一、大いに言路をひらき天下と共に公共の政をなせ。（議論を自由にし民の為の政治をせよ）
- 一、海軍をおこし兵威を強くせよ。（四囲が海である日本は海軍を充実すること）
- 一、相对交易を止めて官交易となせ。（交易のありかたを本能的に変えること）



横井小楠像

あの混乱期の幕末に、このような内容を建言した横井の卓越した

思想は、幕府の伝統的な国策を根底から揺るがすものでした。春嶽は、これを幕府に提出して実現を要求します。

彼が暗殺される理由となったキリスト教に関する考えは、次のようなものでした。「西洋に正教あり、洋人みづから正教と称す。その教上帝にもとづく。戒律をもって人を導き、善をすすめ、悪戾をこらす。上下これを信奉し、教によって法制を立て、治・教相離るることなし。これをもって人奮励するなり。(中略)われに(日本)三教ありといえども、人心つながるところなし。神仏ややもすれば荒唐に、儒また文芸に落ち」と述べ、仏教・神道・儒学の現状を論述しキリスト教と比較したのですが、暗殺者らは、彼がキリスト教を日本に普及しようとしていると解釈していました。十津川郷士の中井、前岡らは、煽動者の偏った解釈を鵜呑みにしたとしか思えません。

罪となります。彼は、明治十二年十津川郷に帰郷した後も小楠暗殺について語ったことはありません。明治三年七月に垂井宿で逮捕された前岡力雄は、供述書の中で吉田数馬宅で上平主税に会ったことは述べていますが、それ以上のことは話していません。明治二年一月二十九日付の口上書の中で上平主税は、「私一人彼らに替わり如何様の厳科を蒙り候とも右六人の助命相叶ひ候得ば、(中略)私人の罪状と相心得へ」と述べているところから、やはり黒幕の一人だったのでしょうか。大正十二年発行の『明治維新乃刀根男』(中井哲太郎編)を繙くと首謀格として上平主税の名が記されています。

これあり候につき五千石か郷中御賞揚もこれあり候よし。いま一派は、※儉安荷且の徒にて、旧幕の節は専ら会・桑(会津・桑色)に相媚び…と、十津川郷士が二派に分かれていることを伝えています。さて、このような事件を起こした十津川郷に対して当局は矢継ぎ早に命令を下します。正月六日、前々日大挙上京してきた郷士らは何の目的で来たのか、甚だ不審である、即刻帰郷せよと命令されます。また、十五日、北越戦争から帰京した郷士は一時帰郷していたが、伏見練兵場に急ぎ入営せよと命令されます。京邸には数名の執事以外の居住は許されなくなります。六月には京邸は謹慎処分とされ、大聖寺藩に管理が移ります。(この時機、十津川郷は新旧二派に分かれ深刻な争いとなり、政府も解決に苦慮します)。十一月十五日には、京邸は兵部省の官宅に使用するとして接収されます。

建物全てを売り払ったとあります。わずか七年で京邸の任務は終わるのですが、売価は百六十両余に過ぎなかつたのです(十津川記事)。明治十六年の『十津川郷五十九ヶ村々誌』(仮称)には、「明治四年ノ春、国家既ニ事定ルヲ以テ京師ノ營ヲ廃ス」と記しています。一年の違いが出ていますが、京邸が兵部省の官宅となった後、四年には売却を決定していたものと想像できます。郷士たちが幕末、維新、明治を一心に駆け抜けた舞台、十津川屋敷、京邸の歴史は、以上で終わりとしませう。長い間お読みいただきありがとうございました。

※語句の意味

- 国是：国の方針
- 悪戾：道にそむく
- 儉安荷且の徒：一時の安楽にふける連中

—訂正とお詫び—

十津川郷土が戊辰戦争の前半の鳥羽伏見の戦に参加し、政府軍犠牲者の半数を占めたと報告しましたが、これは誤りでした。昨年、道々尋ねつつ伏見善光寺を訪れたのですが、どの方からも「鳥羽伏見で戦った十津川郷土の墓所」と教えられ、住職の方もそう仰ったと思います。また、郷土の墓石公園の郷土史家の説明碑石にも郷土の活動を高く評価し、その中に、「戊辰戦争にも活躍」とありました。場所が鳥羽伏見の戦の現場だった所ですから、当然その犠牲者の墓所と、誰もが思い込んだのです。もっといけなのは私で、墓石を見た途端、感激と感動で興奮してしまつたのです。この報告文でも度々『十津川記事』に鳥羽伏見の戦の犠牲者名がないことを嘆いたのですが、このことで随分悩みました。海外在住のK氏はわざわざ靖国神社の合祀者名簿を調査され、記載されていないことを報せてくれました。私は、新人物往来社発行の『幕末維新全殉難者

名鑑』(全四巻)を県立図書館で閲覧したのですが、やはりありませんでした。全く途方にくれたのですが、何気なく、偶然開いた『十津川護国神社』(昭和二十八年刊、浦武助編輯)に軍人軍属の項があつて、その中に伏見善光寺に眠る方々の名があつたのです。そして、この方たちは明治初年伏見練兵場に入営後、病死した人たちだったので

浦氏も、「当時、衛生も不十分の為かあまりにも其の多いのに驚かされる。」と述べています。以上、本誌を借りて訂正し、お詫び申し上げます。

(村教育委員 松實 豊繁)

幕末維新または、十津川中学文武館の資料をお持ちの方は、資料(手紙・文書・記念誌など)をお貸しください。コピーをとらせていただきます、お返しいたします。

龍馬を安心させた 通行手形を展示

11月から歴史民俗資料館2階で、十津川郷土特別展が行われています。

この特別展では、十津川郷土と親交の深かった坂本龍馬が中井庄五郎(十津川郷土)にあてた手紙や坂本龍馬暗殺の時に龍馬を安心させたといわれる問題の通行手形や十津川郷土が着用していた陣羽織など、十津川郷土が活躍した幕末から明治維新の時代のものを展示しています。

みなさん、この機会にぜひご来場ください。



十津川郷土特別展

Totsukawa DNA

蘇れ! 十津川郷土の志

十津川村の歴史
それはまさに日本の歴史を
凝縮したと言っても過言ではないでしょう

特に明治維新を支えた十津川郷土の
気質・心意気は
今も私たちの「誇り」
そこに流れるのは「十津川魂」

十津川に生きた人々
生きる人々の目に見えぬ「DNA」を
「感じ」「学び」そして
これからの地域や人の
「繋がり」となることを願っています

11月 5日 ~ 2011年 5月 31日

期間：2010年 11月 5日 ~ 2011年 5月 31日

16

村税の納付について(お願い)

■村税の納期限

村税は、十津川村のさまざまな「公共の仕事」をする上で、極めて重要な財源で、住みよい村づくりのために大切に使われています。税金は村民のみなさんが社会の中で生活していくうえでの参加費とも言えます。

これからの村税の納期限(12月から平成23年3月まで)は、下記のとおりです。
くれぐれも納期限内に納めていただきますよう、よろしく
お願いします。

納税は教育・勤労と並んで国民の三大義務とされています。

☆お問い合わせ☆

十津川村役場 財政課

☎0746(62)0903

このような税金は、村民のみなさんが自主的に納付していただく、自主納税を基本としています。下記に村税の納期限を掲載していますので、決められた納期限までに納付いただきますようお願いいたします。



| 税 目 | 期別(発送月) | 納 期 限 |
|-----------|------------|------------|
| 村 県 民 税 | 第 4 期(1月) | 平成23年1月31日 |
| 固 定 資 産 税 | 第 4 期(12月) | 平成23年2月28日 |
| 国民健康保険税 | 第 7 期(12月) | 平成23年1月 4日 |
| | 第 8 期(1月) | 平成23年1月31日 |
| | 第 9 期(2月) | 平成23年2月28日 |
| | 第10期(3月) | 平成23年3月31日 |

償却資産申告は
1月31日までに

固定資産税の算出の基礎となる償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在の所有状況を報告しなければなりません。

対象となる資産は、会社や個人が事業に使用する機械などで、申告期限は平成23年1月31日(月)までとなっています。

昨年申告した方には通知しますが、それ以外の方でも対象の資産を所有している方は申告してください。

なお、土地や建物、車両などは対象外です。

■申告先及びお問い合わせ

十津川村役場財政課・税務係

☎0746(62)0903





20歳になったら『国民年金』

新成人のみなさん

忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう



20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

みなさんの中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている人はいませんか。

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◆義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◆加入の手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◆保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などで障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることなどを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由などで保険料の納付が困難な方のた

めに、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともあり、ですので、「あのときに・・・」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう！

申請手続きなど詳しくは、役場住民課保険年金係、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

▼お問い合わせ

大和高田年金事務所
☎0745(22)3531
住民課保険年金係
☎0746(62)0001
直通0746(62)0900

人のうごき

(敬称略)

おめでた

森 謙志郎 (けんしろう) 男 10月28日
父:操織 母:恭子 (上野地)

上垣 友乃 (ゆの) 女 11月 9日
父:幸治 母:小由里 (谷垣内)

ご結婚

西 貞行 (ていけい) 松永 裕子 (ひろこ) (大阪)
玉井 真二 (まこと) 寺尾 泰佳 (たいか) (高滝)

おくやみ

田尾ヨシエ 97歳 11月21日 (高 津)
松實 義治 73歳 11月25日 (重 里)
深瀬 勝子 86歳 11月26日 (出 谷)

善意銀行 (敬称略)

岡 史夫
前田 徹次

お誕生日 おめでとう!



岡 いちるちゃん(野尻)
(12月7日生まれ・満1歳)

いつもニコニコ
無敵のホッペ!!

父...修作 母...美佳

あいか
岡山 藍佳ちゃん(上野地)
(12月17日生まれ・満3歳)

七五三
おめでとうネ!

父...悟章 母...満子



全席でシートベルトを 着用しましょう!

県内の交通人身事故は減少傾向で、死者数、負傷者数いずれも前年を下回る水準で推移しています。しかし、本年に発生した死亡事故を見ると、いずれもシートベルトを着用していれば胸部や腹部への衝撃をやわらげることができ、命を落とさずにすんだものと思われま

す。後部座席における着用義務は、平成20年6月施行の道路交通法一部改正に伴い啓発活動を進めてきました。シートベルトの着用は、ドライバーの責任において、同乗者全員の着装を確認する必要があり、それが事故発生時の被害軽減に大きな威力を発揮します。

みなさん、交通死亡事故を減らすために、シートベルトは全席で着用しましょう。

五條警察署



ご結婚

おめでとうございます



10/2



森 吉川
泰文さん(東京都)

結婚しました。
これからもよろしくお願ひします。
新郎の父...喜平 母...裕子(内野)

第35回 十津川温泉郷 昂の郷マラソン大会



1月30日(日)雨天決行
場所:十津川温泉郷の郷



昂の郷にできた温泉熱利用
ハウス「湯芽ハウス」のオー
プニングセレモニー

十津川村消防出初式 南吉野支部連合出初式

日時 平成23年**1月18日(火)**

十津川村 午前 **9時**~
南吉野支部 午前 **10時**~

場所 **湯之原 体育文化センター**

あともがき

▶12月5日に沖縄で行われた那覇マラソンに出場してきました。昨年が続いて2回目の出場となりましたが、42キロという距離は走るととても長く感じます。しかし、誰かと競うことなく自分のペースで走れ、沖縄の暖かさやみなさんからの声援、食べ物・飲み物などをいただきながら、知らない土地を走るというのは新鮮で気持ちいいものです。また、十津川郷土と書いた手作りハッピーを着て走っていると、いろいろな人に「十津川から来たの?」と声をかけられました。筋肉痛で痛い足を引きずりながら、「また来年も」と考え中です。(H・C)

▶師走に入りました。1年が経つのは本当に早いものですね。振り返ると今年の夏は記録的な猛暑。今年は熱中症で医療機関へ救急搬送された人が、全国で約5万6千人に上ったそうです。「夏が暑かった年は、その冬の寒さが厳しい」とよく耳にします。風邪や心筋梗塞などの病気にも注意が必要です。運転手にとっては、「凍結・積雪はしていないだろうか?」と道路状況が気になります。どのタイミングでスタッドレスタイヤに履き替えようか毎年悩みます。でも今年は早く履き替えようと思います。神経を削るよりもタイヤを削るほうが、気が楽ですからね。(R・M)

●人 口 4,124人(-5人)

男性 2,027人(±0人) / 女性 2,097人(-5人)

●世帯数 2,010世帯(+1世帯)

(平成22年12月1日現在)



the most beautiful
villages
in japan

住宅用火災警報器を設置しましょう。